UR賃貸住宅を公共住宅として継続・発展させ、居住者の居住安定策 を確立することを求める意見書

行政刷新会議は4月26日、独立行政法人都市再生機構の事業仕分けを行い、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」と評決した。この評決への最終判断は、国土交通大臣が9月中に下す予定である。

各団地では高齢化が進み、収入は低下し、ほとんどの居住者が永住を希望しているが、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行」の実現可能性に、団地自治会は大きな疑問を持っている。

また、都市再生機構はすべての賃貸住宅について市場家賃を原則としているから、「市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」とは、全面的な民営化に通じ、大変心配である。

半世紀にわたる公団住宅の存在は、子育て世代から高齢者までの住まいの安定と、地域コミュニティの形成に多大の貢献をし、その役割は今後も変わることはない。

公団住宅について、安心して住み続けられるという基本原則と、住宅セーフティーネットとしての重要性の認識は、広く共有されている。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 UR賃貸住宅居住者すべての住まいの安定を守り、貴重な社会資産である同住 宅を公共住宅として、良好な維持・管理を継続すること。
- 2 高齢者、子育て世帯等への住宅供給は、事業主体の改善を図りつつ国の責任で 行い、安心して住み続けられる家賃制度に改めること。
- 3 都市再生機構は、賃貸住宅の売却・削減を目指し、団地再生・再編方針と、定期借家契約導入方針を決めているが、これらを見直し、国民のための、居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子